

令和元年度

国内外における地理的表示（G I）の保護に関する活動レポート

1. G I 登録状況

地理的表示（G I）保護制度は、地域で長年育まれた特別な生産方法と結びついた高い品質・評価といった特性を有している農林水産物、食品等をその名称や品質、生産の方法等とともに国に登録し、その名称を知的財産として保護する制度である。

平成 27 年度の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号。以下「G I 法」という。）に基づく G I 保護制度の運用開始から令和 2 年 3 月末時点で 94 産品が登録されるに至っている。

2. 日 E U ・ E P A に基づく G I の相互保護

平成 31 年 2 月 1 日に日 E U ・ E P A が発効し、協定に基づき日本の G I 47 産品、E U の G I 71 産品が相互に保護されている。（令和 2 年 2 月末現在）

E U における日本の G I 保護に関し、本年度は、E U 加盟国で日本の G I が不正使用されていた件につき、日 E U ・ E P A に基づき適切な措置をとるよう E U 当局に要請し、当該不正使用が中止される等の対応を行った。なお、本事例については後述する。

3. 海外との地理的表示分野における協力の推進

農林水産省はタイ王国商務省（知的財産局）及びベトナム社会主義共和国科学・技術省（知的財産庁）と G I の相互保護に向けた協力を進めている。

本年度は、日本側が G I 産地を訪問するとともに、知的財産当局との意見交換を行う等、G I 産品の相互申請に関する取組を行った。

4. GI 監視・不正表示への対応

(1) 国の監視・監督業務

国は、GI 保護制度により登録又は指定を受けた製品について、各製品の基準やGI 表示等を遵守しているか否かを確認するため、GI 法第 34 条第 1 項の規定に基づき、登録生産者団体や関係者に報告を求め、立入検査を行うことができる。

その業務は、農林水産省食料産業局、地方農政局等（北海道農政事務所生産経営産業部、地方農政局経営・事業支援部）及び内閣府沖縄総合事務局（農林水産部）が担当しており、これらの監視・監督の内容を大別すると、登録生産者団体に対する品質管理業務と不正表示監視業務がある。

品質管理業務については、国が「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成 27 年農林水産省令第 58 号）」第 15 条第 8 号の規定に基づき、国に毎年 1 回以上の実績報告を行うよう登録生産者団体に義務付けるとともに、登録生産者団体がその構成員である生産業者に対して行う登録された生産方法等の確認業務（生産行程管理業務）の実施状況や、生産業者が登録された生産方法等のルールに従って行っているGI 製品の生産・販売の状況について確認を行っている。

また、不正表示監視業務については、地理的表示やGI マークの不正表示通報窓口を設置し、広く国民の皆様からGI 保護制度に係る生産行程管理業務の不適切な実施や、地理的表示又はGI マークの不適切な使用を含む様々な情報の受付を行い、そこに寄せられた情報をもとに国が立入検査を行っている。

(地理的表示等の不正表示通報窓口)

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/contact.html

これらの業務を実施するため、地方農政局等の体制充実を行ったほか、食品表示等監視部局と連携により疑義情報の共有を図っている。

(2) 登録生産者団体の品質管理業務の実施状況

令和元年度における品質管理業務に係る立入検査は、登録生産者団体 96 団体のうち、80 団体（令和 2 年 3 月末現在）に対して実施した。

立入検査の結果、G I 製品の生産基準、出荷基準及び地理的表示等の確認業務等に関するルールについて、自らが定めている生産行程管理業務規程に基づく管理が不適正であった登録生産者団体が一部確認された。主な検査結果の内容は以下のとおり。

- ① 登録生産者団体が、生産行程管理業務規程に基づき規定した品種や生産行程の一部を確認していなかったケース：8 件
- ② 登録生産者団体の構成員である生産業者が、地理的表示と類似する名称を使用していたケース：3 件
- ③ 包材切り替えの遅れから、地理的表示とあわせて表示することとしている G I マークの貼付ができていなかったケース：5 件

上記の事案が確認された登録生産者団体に対しては、立入検査時に指導を実施しており、次年度の立入検査で改善状況を確認することとしている。

(3) 不正表示監視業務の実施状況

令和元年度における不正表示監視業務については、不正表示通報窓口にて 21 件の疑義情報が寄せられた。そのうち 17 件については、疑義業者とその関係先である流通業者、ネット販売業者、飲食店及び生産業者並びに登録生産者団体の計 32 事業者等に対し、事実確認のため立入検査を実施した。主な検査結果の内容は以下のとおり。

- ① 流通業者及び飲食店における G I 保護制度の認識不足及び登録生産者団体における構成員の管理不足により、非真正品に対し当該 G I 製品と同一若しくは類似する名称を表示していた。
- ② 疑義製品の仕入先である登録生産者団体の構成員について、一部 G I 製品に対する G I マークの貼付漏れがあった。
- ③ 流通業者及びネット販売業者における疑義製品の取扱状況を確認

認した結果、当該G I 製品の登録前から同一の名称を使用している先使用に該当する者であった。

上記の不適正表示及び先使用を確認した各事業者に対しては、疑義製品の速やかな表示の是正指導と改善の助言を行うとともに、登録生産者団体に対しては、改めて生産行程管理の徹底を指導した。

また、検査対象となった全ての事業者に対し、G I 保護制度の啓発を行った。

なお、その他の4件については、疑義情報の追加情報等により事前にG I 法に抵触しない案件であることが判明したことから、立入検査の実施には至っていない。

(4) 総括

G I 監視及び不正表示に係る立入検査の結果を概括すると、登録生産者団体によるその構成員に対する生産行程管理業務の徹底により、地理的表示及びG I マークの表示は順調に進んでおり、登録生産者団体内におけるG I 保護制度への理解度は一定の向上が図られていると考えられる。

しかしながら、一部の登録生産者団体やG I 製品を取扱う流通業者、ネット販売業者及び飲食店等においては、G I 保護制度の認識不足を要因とする不正表示が見受けられている。

このことから、立入検査を実施した登録生産者団体や個々の事業者に対する普及啓発は元より、G I 保護制度の理解が進んでいない流通業者、ネット販売業者及び飲食店等に対する制度説明等を継続するなど、制度の普及を更に推進していく必要がある。

また、立入検査の的確な実施に資するため、引き続き、G I 担当職員に対する業務研修及び食品表示等の監視担当職員との情報共有を密に行うなど、省内外の他部局においてG I 保護制度の説明を実施していくこととしている。

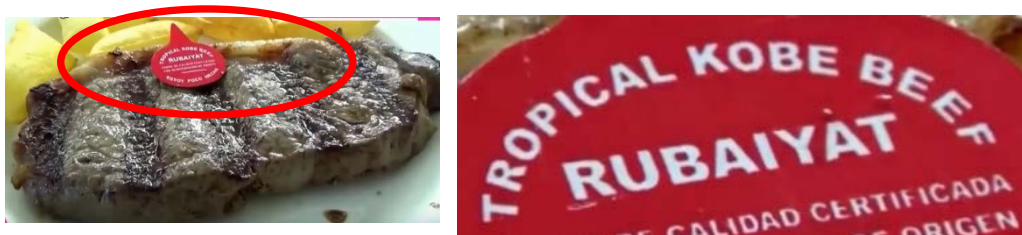
5. 海外のG I 監視・不正使用への対応

日本のG I や地名に関係する商標を、第三者が海外において出願（冒認出願）を行っている事例や、海外で日本のG I 産品や日本ブランドの模倣品が販売される事例が確認されている。

(1) 日EU・EPAによるG I 相互保護に基づく不正使用への対応

スペインのレストランにおいて、南米産の牛肉を、メニュー等で「TROPICAL KOBE BEEF」と表示していたことが確認された。

(ステーキピック)



(メニュー)

Tropical Kobe Baby Beef	69,00
Tropical Kobe Bife de Chorizo	
Entrecot argentino	49,50
Tropical Kobe Tirita de Picanha	49,50
Tropical Kobe Secreto	49,50

当該表示は日本のG I 「神戸ビーフ」の不正使用にあたる恐れがあるとして、日EU・EPAに基づき適切な措置をとるようEU当局に要請し、EUを通じてスペイン当局が指導した結果、当該使用が中止された。

(2) 農林水産知的財産保護コンソーシアムによる海外のG I 監視・不正使用への対応

G I 産品等の名称を保護することを目的として、海外知的財産保護・監視委託事業により、都道府県、JETRO、登録生産者団体等で構成される農林水産知的財産保護コンソーシアム（※）を運営す

るとともに、海外における日本のG I等に関する商標出願の監視、商標登録状況及び海外現地市場調査を実施した。また、監視・調査の結果、侵害が疑われる事案については、関係団体に情報提供し、要望に応じて対応策の相談対応を行った。

令和元年度の「海外知的財産保護・監視委託事業」は、株式会社マークアイに委託し、同社の全世界を対象とした商標監視サービスや各国の現地代理人（弁護士事務所）とのネットワークを活用して事業を実施した。

(※) 農林水産知的財産保護コンソーシアムについて

農林水産知的財産保護コンソーシアム（平成21年6月設立）は、我が国農林水産物・食品の知的財産面での保護強化のため、中国、台湾等における、第三者による日本の地名の商標出願・登録を一元的に監視するほか、調査情報の収集・提供を行うことを目的として活動を行っている。

令和2年2月末時点での会員数は、地方自治体（道府県、市町村）47、法人等（登録生産者団体、J A、弁理士会等）99、個人（専門家、有識者）12の計158団体・個人となっている。

① G Iに関する監視調査

G I名称やG Iマークに関する不正使用、冒認商標出願及び登録状況の監視調査を行った。調査対象は、G I名称を中心に、調査時において登録申請の公示が行われている名称まで対象を広げた上で、県名や地域名といった周知性の高さなどを勘案して決定した。

㊦ G Iに関する不正使用調査

令和元年度に新たに登録されたG I産品に加え、G I名称に含まれる県名や地域名といった周知性の高さ、過去の調査結果の有無などを勘案して決定した合計50のG I名称について、日本を除く世界の主要な140のショッピングサイトを検索し、不正使用が

疑われる商品を確認する調査を行った。調査は令和元年5月から令和元年11月までの間に50名称を7回に分けて行った。

このうち、中国、米国等の複数国のショッピングサイトでG I名称の不正使用が疑われる商品が147件（「但馬牛」5件、「神戸ビーフ」99件、「夕張メロン」41件、「市田柿」2件）発見された。

これらのショッピングサイトについては、日本産以外又は産地が不明の商品に日本のG I名称が使用されていることから、「但馬牛」、「神戸ビーフ」及び「夕張メロン」が日本で登録されたG I名称であることを根拠に、各サイト運営会社へ当該商品に関するページの削除・修正申請を行った。

また、「市田柿」については、情報提供を受けた登録生産者団体が、農林水産省の補助事業である「海外でのG I保護・侵害対策事業」を活用し、令和2年2月現在、当該商品の実態調査、サイト運営会社へ当該商品に関するページ2件の削除・修正申請に向けた対応を行っているところである。

さらに、昨年度に削除・修正申請を行った15件（「万願寺甘とう」12件、「鹿児島黒牛」1件等）については、令和元年6月に10件（「万願寺甘とう」9件、「鹿児島黒牛」1件）の削除が確認されている。

○但馬牛（同じ商品を販売するサイト計5件）



商品名：Tajima 澳洲和牛 M9+西冷牛排
200g 原切奢华雪花牛肉澳肉协推
荐品牌

サイト：taobao.com（中国）の5件

生産国：豪州

○神戸ビーフ（同様の商品を販売するサイト計99件）



商品名：山东“神戸牛肉”
优质牛肉批发 雪花牛肉 新鲜
生牛肉厂家直销

サイト：china.cn（中国）、

amazon.com（米国）ほか

生産国：中国

○夕張メロン（同様の商品を販売するサイト計41件）



商品名：现货 日本品种静岡夕张 玫瑰蜜瓜
新鲜网纹哈密瓜 玫瑰瓜 2个装
（静岡夕張メロン）

サイト：yhd.com（中国）の41件

生産国：中国

○市田柿（同じ商品を販売するサイト計2件）



商品名：市田柿干柿饼出口级别1.362KG装厂

家直销山东青州特产

サイト：1688.com（中国）の2件

生産国：中国

① G I マークの不正使用調査

真正なG I 産品であることを証するG I マークが海外で不正に使用されていないかを確認するため、世界約 180 か国のウェブサイト、ショッピングサイトを対象にG I マークの画像を検索（イメージスクリーニング）する調査を行った。調査は令和元年5月から令和2年1月までの間に3回行ったが、G I マークの不正使用が疑われる事例は発見されず、G I マークを使用していたのは、日本のG I 制度の紹介や登録した登録生産者団体の宣伝等であった。

② G I に関する商標ウォッチング調査

G I 名称に含まれる県名や地域名の周知性の高さなどを勘案して決定したG I 登録又は登録申請の公示がされた75名称（漢字、ローマ字、ピンインを基本とし、その地名の登録がひらがな表記の場合はひらがなも対象とした）について、約180か国を対象に、商標登録出願がされていないかウォッチング調査を行った。

調査結果のうち、G I 名称又はその一部を含む情報があれば、関係する登録生産者団体に情報提供しており、このうち、G I 名称を含むと判断できる「八丁」（指定商品：味噌等）については、情報提供を受けた登録生産者団体が、農林水産省の補助事業「海外でのG I 保護・侵害対策事業」を活用し、商標出願に対する異議申立への対応を行っている。

出願国	出願商標	区分	出願者	備考
スペイン		29 類(肉、魚、果物・野菜、卵、牛乳、油脂)	スペイン企業 (ALKYMIA DELICIAS S. L.)	<ul style="list-style-type: none"> ・ H30 G I 「神戸ビーフ」のウォッチングにより発見 ・ 登録生産者団体が「Kobe」の商標出願に対する異議申立 (H30. 8. 27) ・ 登録拒絶 (H31. 4. 1)
ベトナム	ICHIDAGAKI	29 類(加工果物、加工野菜等)、30 類(お菓子等)	ベトナム専門コンサルタント (UEDA YASUTANI)	<ul style="list-style-type: none"> ・ H30 G I 「市田柿」のウォッチングにより発見 ・ ベトナム現地の専門家に対応相談 (H30. 8) ・ 登録生産者団体が「ICHIDAGAKI」の商標出願に対する異議申立 (H30. 11. 28)
中国	Sunki	43 類 (レストラン等)	中国企業 (Chen Jichun)	<ul style="list-style-type: none"> ・ H30 G I 「すんき」のウォッチングにより発見 ・ 知財セミナー個別面談にて中国現地の専門家に対応相談 (H30. 11) ・ 登録生産者団体が「Sunki」の商標出願に対する異議申立 (H30. 12. 20)
フィリピン		43 類 (日本レストラン)	フィリピン企業 (Mediatrix Takahashi)	<ul style="list-style-type: none"> ・ H30 G I 「宮崎牛」のウォッチングにより発見 ・ フィリピン現地の専門家に対応相談 (H30. 11) ・ 登録生産者団体が「Miyazaki Gyu」の商標出願に対する異議申立 (H31. 2. 1) ・ 出願人が出願を取下げ (H31. 4. 5)

出願国	出願 商標	区分	出願者	備考
インド ネシア		29 類(牛肉 等)、 43 類(レ ストラン 等)	インドネシ ア 企 業 (ALEXANDER HANSEN)	・ H30G I「鹿児島黒牛」のウォ ッチングにより発見 ・ インドネシア現地の専門家に 対応相談(H31.3) ・ 登録生産者団体が「KAGOSHIMA KUROGYU」の商標出願に対する異 議申立(H31.3.27)
カナダ		29 類(イン スタント 味噌汁)、 30 類(味 噌)	日本企業 (Hikari Miso Co., Ltd.)	・ R1G I「八丁味噌」のウォッ チングにより発見 ・ 登録生産者団体が「八丁」の商 標登録出願に対する異議申立

① G Iに関する商標スクリーニング調査

商標監視と併せ、農林水産物主要輸出先の20の国・地域を対象に、既に出願、登録又は失効した商標も含めた状況把握のため、令和元年度に公示された名称を中心とした25名称について、その地名（漢字、ローマ字、ピンインを基本とし、地名の登録がひらがな表記の場合はひらがなも対象とした）について、スクリーニング調査を行ったが、今回の調査では、無効審判請求等の対応をとる必要性のある事例は発見されなかった。

② このほか、農林水産知的財産保護コンソーシアムでは、G I以外も含めて以下の調査等を行った。

ア 海外現地市場調査

日本産を装った農林水産物・食品や、日本ブランドの模倣品の流通実態を把握することを目的として、中国（上海、広州）、タイ（バンコク、シラチャ）、マレーシア（クアラルンプール）、フランス（パリ）の4か国で海外現地市場調査を行った。

海外現地市場調査で発見した日本産であるかのような誤解を招くおそれのあるパッケージ表示や模倣が疑われる商品の情報があれば、関係するコンソーシアム会員に情報提供を行った。

30年度の海外現地市場調査により中国で発見された「尾張の八丁風豆味噌」については、情報提供を受けた登録生産者団体が、農林水産省の補助事業である「海外でのG I保護・侵害対策事業」を活用し、当該商品の実態調査等を行ったところ、本商品の販売は停止していることが判明した。



○尾張の八丁風豆味噌

産地：中国

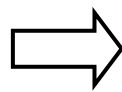
価格：不明

また、30年度に発見された、「Japanese Rice」と記載された日本産でない又は産地が不明の米については、以下のとおり対応している。

マレーシアで発見された以下の商品に対し、マレーシアの食品表示に係る国内法による対応が可能かどうか検討するため、原産国名の記載がないが、日本産であるという誤解を与える「Japanese Rice」という記載のある商品について、日本政府から、マレーシアの担当機関（国内取引・協同組合・消費者省）に対して、案件の調査と、日本産でない商品への「Japanese Rice」の不正使用の是正を求める文書を提出していた。その結果、商品のパッケージが修正され、原産国を示すラベルを貼付する修正が行われた。

【修正前】

【修正後】



○こしひかり(米)

産地：ウルグアイ

価格：RM28.20（約761円）

タイで発見された以下の商品に対しても同様に、タイの食品表示に係る国内法による対応が可能かどうか検討するため、原産国名に「日本」という記載がないが、日本産であるという誤解を与える「Japanese Rice」という記載のある商品について、農林水産知的財産保護コンソーシアム事務局から、タイ国の担当機関（消費者保護委員会）に対して、案件の調査と、日本産でない商品への「Japanese Rice」の不正使用の是正を求める文書を提出した件については、令和2年2月に消費者保護委員会の対応を求めた。



○富士山/こしひかり(米)



産地：タイ




価格：359THB（約1,221円）

① 商標監視トライアル調査

商標監視調査の有益性や重要性を会員に理解してもらうため、トライアル調査に応募した7自治体について、希望する地名を対象に、①当該地名と同一又は類似の商標登録出願が行われていないかを監視するウォッチング調査（5自治体）、②出願公告中の商標及び過去に出願又は登録された商標に、当該地名と同一又は類似の商標がないかを調査するスクリーニング調査（2自治体）を行った。

また、昨年度のトライアル調査に応募した10自治体のうち、その後、調査結果を踏まえ、漢字で地名が使用されている登録商標について、地方自治体が、出願者に対し異議申立を行っている事例もある。

出願国	出願商標	区分	出願者	備考
中国		29 類(野菜の缶詰、保存加工をした豆類等)	宜兴市竹海罐头食品加工厂	<ul style="list-style-type: none"> ・ H27「千叶」のトライアルウォッチングにより発見 ・ 中国現地の専門家に対応相談 (H28. 3) ・ 千葉県が「千叶」の商標出願に対する異議申立 (H28. 5) ・ 異議申立棄却 (H29. 9. 6)
中国	千 葉	29 類(豆腐、乾燥豆、豆腐の皮、豆、ベジタリアンスープ等)	Chen, Erchan	<ul style="list-style-type: none"> ・ H27「千叶」のトライアルウォッチングにより発見 ・ 中国現地の専門家に対応相談 (H28. 3) ・ 千葉県が「千叶」の商標出願に対する異議申立 (H28. 12) ・ 登録拒絶 (H30. 4. 16)
タイ		30 類(麺、麺関連の食品)	南僑化学工業股份有限公司	<ul style="list-style-type: none"> ・ H28 海外現地市場調査(タイ)により発見 ・ 国内関係者が「讚岐」の商標出願に対する異議申立 (R2. 1. 24)
中国	弘前	30 類(パン、シリアル製品、コーヒー、茶、砂糖、蜂蜜等)	郑秋荣	<ul style="list-style-type: none"> ・ H28「弘前」のトライアルウォッチングにより発見 ・ 青森県等が「弘前」の商標出願に対する異議申立 (H29. 12. 28) ・ 異議申立棄却

出願国	出願商標	区分	出願者	備考
中国		43 類(飲食物提供役務、宿泊役務、保育役務提供等)	Shanghai to the Biological Technology Co., Ltd	<ul style="list-style-type: none"> ・ H29 G I「くまもと県産い草」のウォッチングにより偶然発見 ・ 熊本県が「kumamon」の商標出願に対する異議申立 (H29. 10. 19) ・ 異議申立棄却 (H30. 12. 6) ・ 熊本県が無効審判請求 (H31. 2. 2)
中国		31 類(生の柑橘類、生のオレンジ、生の野菜等)	何冬文	<ul style="list-style-type: none"> ・ H29 G I「大分かぼす」のウォッチングにより発見 ・ 大分県等が異議申立 (H30. 1. 8) ・ 異議申立棄却 (H31. 4. 8)
中国	和歌山産直	33 類(ワイン、酒等)	深圳市辰源高贸易有限公司	<ul style="list-style-type: none"> ・ H29「和歌山」のトライアルスクリーニングにより発見 ・ 国内権利人が「和歌山産直」の商標出願に対する異議申立 (H30. 2) ・ 登録拒絶 (R1. 7. 4)
中国	晴王	31 類(果実、野菜等)、 35 類(広告、販売促進のための企画及び実行の代理、商取引の取次)	南京无果电子商务有限公司	<ul style="list-style-type: none"> ・ H29 コンソーシアム事業により偶然発見 ・ 国内権利人が「晴王」の商標出願に対する異議申立 (H30. 3. 20) ・ 31 類について、登録拒絶 (R1. 10)
中国		11 類(給湯、水浄化施設等)	阮凯	<ul style="list-style-type: none"> ・ H30「岡山」のトライアルウォッチングの関連で発見 ・ 国内権利人が無効審判請求 (H30. 10. 31) ・ 登録無効 (R1. 7)

出願 国	出願 商標	区分	出願者	備考
マカ オ	青森	30 類 (非医 療用の健康 食品等)	永康有限公 司	<ul style="list-style-type: none"> ・ R 1 G I 「あおも리카시스」ウ オッチングにより発見 ・ 青森県が「青森」の商標出願に 対する異議申立 (R1. 9. 17)

㉞ セミナー・相談会の開催

知的財産権の保護・活用法や侵害対策などについて、会員の理解を深めるため、全国4か所でセミナー・相談会を開催した。また、中国とタイにおける現地調査を担当した現地弁護士事務所の弁護士を招き、両国におけるG I制度をはじめとする知的財産の有効な活用法や侵害対策に関するセミナー・相談会を東京で開催した。

㉟ 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、海外現地調査や商標監視トライアル調査の各調査結果に係る相談、農林水産知的財産全般に関する問い合わせ、海外での権利保護・強化に関する相談への対応を行ったほか、各国の現地専門家に対応策の相談を行った。その結果を踏まえ、②の①にあるとおり、登録生産者団体や、地方自治体等が、異議申立等の対応を行っている。

(3) 総括

今年度は、平成31年2月に発効した日EU・EPAに基づき、EU域内でEU及び加盟国当局による日本のG I保護が行われた。

また、農林水産知的財産保護コンソーシアムによる監視・調査結果を概括すると、今年度も、会員に提供した監視・調査結果をもとに、海外において日本のG Iや地名に関する商標が第三者に出願されている事例に対し、異議申立等の対応が行われている。

一方、海外のショッピングサイト等でG Iの模倣が疑われる商品が毎年発見されていることから、海外における我が国の農林水産物等のブランドの保護に努める必要がある。

農林水産省は、今後も、諸外国との間でG Iの相互保護を推進することで、我が国のG I製品の海外での保護を図り、また農林水産知的財産保護コンソーシアムを通じて、知的財産保護の重要性についての理解の醸成を図っていく。